

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

令和元年10月1日より消費税率が8%から10%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分(社会保障財源化分)については、その使途を明確に社会保障施策に要する経費に充てられることとされています。

門川町の令和2年度一般会計当初予算における地方消費税交付金(社会保障財源化分)の充当事業については、以下のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源分) 210,000 千円

【歳出】 社会保障施策に要する経費 2,716,455 千円 (単位:千円)

区 分	当初予算額	特定財源	地方消費税交付金	一般財源
1 総合福祉関係	25,946	3,696	5,000	17,250
2 医療関係	820,042	209,241	95,000	515,801
3 介護・高齢者福祉関係	366,563	40,163	37,000	289,400
4 子ども・子育て関係	1,090,137	831,386	39,000	219,751
5 障がい福祉関係	380,823	275,963	31,000	73,860
6 共済負担金等	32,944	0	3,000	29,944
合 計	2,716,455	1,360,449	210,000	1,146,006